

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ「青の煌めき広場」  
企画・運営等業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ「青の煌めき広場」企画・運営等業務委託

2 履行期限

令和8年12月25日（金）

3 青の煌めき広場の目的

- (1) 全国から来県される各選手団や大会関係者等の多くの方々をおもてなしの心であたたかくお迎えし、交流の輪を広げる。
- (2) 青森の豊かな自然や歴史・文化、それらに育まれた食などの様々な魅力を来場者に体感いただくことで、国スポ・障スポ開催後も本県へ興味関心を持ち、本県とのつながりや交流を通して「青森ファン」を増やす。

4 設置場所および設置期間

(1) 開・閉会式会場

ア 設置場所 新青森県総合運動公園（青森県青森市宮田）

イ 設置期間

(ア) 青の煌めきあおもり国スポ

令和8年10月10日（日）、10月20日（火）

(イ) 青の煌めきあおもり障スポ

令和8年10月23日（金）～26日（月）

(ウ) 開設時間 原則午前9時から午後5時まで

※ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）は必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

(2) 障スポ競技会場※陸上競技、水泳競技は開閉会式会場と同会場とする。

ア 設置場所 10市町14会場（詳細は下表のとおり。）

イ 設置期間 下表のとおり。

開催地	設置エリア	設置会場	設置期間
青森市	アーチェリー（身）	新青森県総合運動公園 投てき・アーチェリー場	令和8年10月25日（日）
	卓球（身・知・精） 〔サウンドテーブルテニス（身）を含む。〕	カクヒログループ スーパーアリーナ	令和8年10月24日（土） ～25日（日）

開催地	設置エリア	会場（設置場所）	設置期間
弘前市	フライングディスク（身・知）	弘前市運動公園陸上競技場	令和8年10月23日（金） ～25日（日）
	ボッチャ（身）	青森県武道館	令和8年10月24日（土） ～25日（日）
八戸市	サッカー（知）	プライフーズスタジアム 八戸市多賀多目的運動場 人工芝球技場	令和8年10月24日（土） ～26日（月）
	フットソフトボール （知）	八戸市新井田公園 多目的広場	令和8年10月24日（土） ～25日（日）
五所川原市	バレーボール（精）	五所川原市民体育館	
十和田市	バレーボール（身）	十和田市総合体育センター	
三沢市	ボウリング（知）	三沢ボウル	
	車いす バスケットボール（身）	三沢市国際交流 スポーツセンター	
むつ市	バスケットボール （知）	むつマエダアリーナ	
つがる市	バレーボール（知）	伊藤鉱業アリーナつがる	
東北町	ソフトボール（知）	東北町南総合運動公園 ソフトボール場・野球場	
おいらせ町	ブラインドベースボール（身）	おいらせ町下田公園 多目的グラウンド	

ウ 開設時間 原則午前9時から午後5時

※ただし、県実行委員会は各会場の競技会スケジュールに合わせて開設時間を変更できるものとする。

## 5 業務内容

### (1) 開・閉会式会場

#### ア 出店者管理

(ア) 県実行委員会が公募した出店希望者の中から出店者の選定（出店希望者が不足する場合は出店者の補充も含む）および各種調整（出店許可申請内容の確認、出店配置の調整および決定、出店者一覧の作成、納入通知書・出店許可書・従事者用ADカード・駐車許可証などの送付、搬入・搬出に係る調整等）を行うこと。また、出店者の選定および出店配置の決定にあたっては県実行委員会と協議の上、決定すること。

(イ) 出店にあたり、関係機関（県警、消防署、保健所、税務署、市町村等）との連

絡調整および必要な申請、届出の手続き等を行うこと。

(ウ) 出店者に対する出店者説明会の実施および食品衛生講習会への参加調整

- ① 出店者説明会は、令和8年7～8月に県実行委員会が指定する会場で実施する。開催にあたっては、全ての出店者が受講できるよう開催方法を検討すること。なお、司会進行等の運営に関する全ての業務を行うこと。
- ② 食品衛生講習会は、令和8年6～7月に県実行委員会（衛生担当）が実施するため、出店内容によって参加が必要になる出店者へ通知および参加調整を行うこと。
- ③ 説明会および講習会の開催にあたっては、出店者への案内文の作成および発送を行うこと。

イ 出店・休憩エリア運営

(ア) 出店・休憩エリア責任者およびスタッフの配置

- ① 来場者と出店者の安全を第一に確保できる体制で円滑に運営を行うこと。
- ② 出店・休憩エリアのスタッフは、次の役割で必要な人数を配置すること。
  - ・出店・休憩エリア責任者
  - ・出店・休憩エリア副責任者
  - ・運営スタッフ

(イ) 出店者等の搬入・搬出作業

- ① 誘導・交通整理、広場混雑時の来場者誘導等を行い、来場者等の安全確保を図ること。
- ② 10月10日（土）、20日（火）、10月23日（金）～26日（月）における出店者の車両管理（駐車場への誘導等）に要する人数を配置すること。
- ③ 鳥獣等対策として出店者のブースの荷物残置を認めない予定だが、必要に応じて前日等の搬入出について対応すること。

(ウ) 出店・休憩エリアの運営時間の管理を行うこと。

(エ) 県が制作する出店ブース用吊看板（W900mm×H300mm）を広場に設置されているパイプtent（D3600mm×W5400mm）等に適切に取り付けること。また、出店者の入れ替わりや気象状況等、必要に応じて掛け替えるとともに、青の煌めき広場の設置期間終了後に撤去すること。

(オ) 出店・休憩エリアの日別のレイアウト図（出店者配置図）をわかりやすく作成し周知を行ない、開催日毎に作成したデータをCD-R等により納入すること。

(カ) 会場案内図（約W3600×H1800）を制作し、県実行委員会が指示する場所への設置・撤去を行うこと（設置場所に応じたわかりやすい工夫を図ること）。

(キ) 来場者に対し青の煌めき広場の案内や式典会場への誘導などを行い、おもてなし広場への来場促進に努めること。

(ク) その他出店・休憩エリア内で実施する企画等については、県実行委員会と事前に協議のうえ決定した内容で運営すること。

ウ マニュアル作成

(ア) 受託者が配置するスタッフ用の業務マニュアルを作成し、全スタッフに配布する

こと。

- (イ) 出店者用のマニュアルを作成し、県実行委員会が指定する部数を用意すること。  
また、ア(ウ)の出店者説明会は同マニュアルによって実施すること。
- (ウ) (ア)及び(イ)のマニュアル作成にあたっては、県実行委員会と協議の上その内容を決定し、データをCD-R等により納入するものとする。

#### エ ゴミ回収業務

広場設置期間内に設置された分別用ゴミ箱の管理を行い、当日出たゴミを分別し集積所へ運搬すること。(日毎や時間帯によって集積所が異なる場合がある。)

### (2) 障スポ競技会場

#### ア 出店者管理

- (ア) 県実行委員会が公募した出店希望者の中から出店者の選定(出店希望者が不足する場合は出店者の補充も含む)および各種調整(出店許可申請内容の確認、出店配置の調整および決定、出店者一覧の作成、納入通知書・出店許可書・従事者用ADカード・駐車許可証などの送付、搬入・搬出に係る調整等)を行うこと。また、出店者の選定および出店配置の決定にあたっては県実行委員会と協議の上、決定すること。
- (イ) 出店にあたり、関係機関(県警、消防署、保健所、税務署、市町村等)との連絡調整および必要な申請、届出の手続き等を行うこと。
- (ウ) 出店者に対して出店者説明会の実施および食品衛生講習会への参加調整を行うこと。また、説明会および講習会の開催にあたっては、出店者への案内文の作成および発送を行うこと。

#### イ 出店・休憩エリア運営

- (ア) 出店・休憩エリア責任者およびスタッフの配置
  - ① 来場者と出店者の安全を第一に確保できる体制で円滑に運営を行うこと。
  - ② 出店・休憩エリアのスタッフは、次の役割で必要な人数を配置すること。
    - ・出店・休憩エリア責任者
    - ・運営スタッフ
- (イ) 出店者等の搬入・搬出作業
  - ① 誘導・交通整理、広場混雑時の来場者誘導等を行い、来場者等の安全確保を図ること。
  - ② 出店者の車両管理(駐車場への誘導等)に要する人数を配置すること。
  - ③ 鳥獣等対策として出店者のブースの荷物残置を認めない予定だが、場合によっては前日等の搬入出について対応すること。
- (ウ) 出店・休憩エリアの運営時間の管理を行うこと。
- (エ) 県が制作する出店ブース用吊看板(W900mm×H300mm)を広場に設置されているパイプtent(D3600mm×W5400mm)等に適切に取り付けること。また、出店者の入れ

替わりや気象状況等、必要に応じて掛け替えるとともに、青の煌めき広場の設置期間終了後に撤去すること。

(オ) 出店・休憩エリアの日別のレイアウト図（出店者配置図）を作成し、データをCD-R等により納入すること。

(カ) その他出店・休憩エリア内で実施する企画等については、県実行委員会と事前に協議のうえ決定した内容で運営すること。

#### ウ マニュアル作成

(ア) 障スポの概要や競技会場別の開設スケジュール、位置図、業務内容、業務実施にあたり注意すべき特記事項等を記したスタッフ・出店者共通のマニュアルを作成し、受託者が配置する人員に加え、出店者にも配布して共有すること。

(イ) 出店者説明会は同マニュアルにより行うこと。

(ウ) 上記（ア）のマニュアル作成にあたっては、県実行委員会と協議の上その内容を決定し、データをCD-R等により納入するものとする。

#### (3) ふるまい

国スポ・障スポ開閉会式会場及び障スポ各競技会場において、青森県の郷土料理や特産物等を提供する「ふるまい」を実施し、青森大会らしい運営を行うこと。

##### ア 国スポ・障スポ開閉会式会場

1日あたり最低1,000食を330,000円（税込）以内で6日実施する。（※1,980,000円（税込））ふるまい内容や実施事業者については、県実行委員会と協議して決定すること。

##### イ 障スポ各競技会場（陸上競技・水泳競技を除く14競技会場）

1日あたり最低200食を88,000円（税込）以内で全会場において2日（※アーチェリー会場のみ1日）実施する。（※2,376,000円（税込））ふるまい内容や実施事業者については、県実行委員会と協議して決定すること。

ウ 出店者に対する清算（精算）は受託者が行うこと。なお、提供品目や個数、提供時間等の詳細は、県実行委員会と協議して決定すること。

#### (4) 集客のための広報及び広場外との連携業務

##### ア 集客のための広報

青の煌めき広場の案内チラシについて、県実行委員会が指示する部数を作成し、指定する宛先へ送付すること。また、県実行委員会ホームページ等掲載用としてチラシのPDFデータを同時に制作し、県実行委員会に提出すること。

案内チラシは次の仕様とすること。

- ・ A4判マット紙（90kg）、両面フルカラー印刷
- ・ 作成部数：30,000部
- ・ 納入期限：令和8年7月下旬頃
- ・ 内容：青の煌めき広場の集客を目的とし、掲載内容等に工夫を図ること。

## イ 広場外との連携

来場者に対し、広場外への周遊の促進など、青の煌めき広場の取組が県内に波及するための取組を行うこと。

## 6 制作物の校正等

受託者がデザインを提案する各種マニュアルや看板、チラシ等の制作物については、県実行委会へデータを提出し、校正または確認を受けること。

## 7 業務実施体制

- (1) 本業務委託を指揮する総括責任者を配置すること。
- (2) 総括責任者は統括的に全体状況を把握し、県実行委員会と常に連絡が可能な連絡体制および通信手段を確保すること。
- (3) 業務遂行に必要な人員および指揮系統を記した業務実施体系図および人員配置計画を作成し、提出すること。
- (4) 荒天や天災等の自然災害や食中毒等の緊急事案発生時の対応策を提出すること。
- (5) 広場の運営について、事故、トラブルおよび苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県実行委員会に報告すること。
- (6) 業務の実施にあたっては、統一したスタッフユニフォームを着用すること。

## 8 業務報告書の作成

青の煌めき広場における日毎の来場者数、出店者売上、記録写真、制作物、その他特記事項等を記した業務報告書を作成し、業務完了後に速やかに提出すること。

## 9 特記事項

- (1) 企画の提案にあたっては、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポおもてなし広場基本計画」の設置目的等に沿った内容とすること。
- (2) 両大会におけるマスコットやロゴマーク等の電子データは、契約締結後、県実行委員会から提供するものとする。なお、マスコット等の使用にあたっては、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポに係る標章およびマスコット等使用取扱規程」等を遵守すること。
- (3) 制作物の素材に含まれる第三者の著作権、その他の全ての権利についての交渉等は受託者が行うこととする。なお、交渉等に要する経費は本業務費用に含まれるものとする。
- (4) 本業務の実施により作成される制作物（成果品）の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）については、納品の確認をもって、全て県実行委員会へ譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、本業務契約終了後においても本業務の遂行及び本業務における制作物（成果品）に対する著作権者人格権の行使を行わないものとする。

- (6) 本業務の遂行に際して知り得た情報については、事前に県実行委員会の書面による承諾を得ることなく、他の目的での利用、第三者もしくは当業務に携わる人員以外の者  
に開示、漏えいしてはならない。なお、本業務に関する秘密保持は、本業務契約終了後  
もその効力を有する。
- (7) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護  
の重要性を認識し、青森県個人情報の保護に関する条例（平成5年青森県条例第3号）  
およびその他の個人情報の保護に関する法令、条例及び規程等を遵守し、個人の権利利  
益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### 10 不当要求行為に係る報告・通報

- (1) 受託者は、契約の履行にあたり、青森県暴力団排除条例第2条に定義される暴力団  
等から不当な要求行為等を受けたときは、速やかに県実行委員会へ報告するとともに、  
警察署に通報しなければならない。
- (2) 受託者は、暴力団等に不当要求を受けたことにより、履行期間内に業務を完了する  
ことができないときは、県実行委員会に履行期間の変更を請求することができる。

#### 11 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの中止等が決定した場合の対応

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの両方またはどちらかを中止、一部中止、規模  
縮小した場合の業務内容および委託額の取扱いについては、県実行委員会と協議の上、決  
定すること。
- (2) 県実行委員会が本業務委託の精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は  
中止等が決定するまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを、県実行  
委員会の指示する日時までに提出すること。

#### 12 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、県実行委員会と緊密な連絡をとり、その指示に従うとと  
もに、県実行委員会からの企画等に関する相談や協議に応じること。
- (2) 各種制作物の内容やデザイン等については、県実行委員会と協議すること。
- (3) 本仕様書に明示のない事項または本仕様書により難しい事項については、その都度、  
県実行委員会と協議の上、業務を進めること。
- (4) 県実行委員会が解散した場合、契約に基づく当該成果品に関する権利は、青森県に  
承継されるものとする。